# 令和4年第2回筑紫野市農業委員会総会 議事録

令和4年2月7日 午後2時55分 筑紫野市役所 506会議室 筑紫野市役所 (506会議室)

- 2 閉会日時 令和3年2月7日 午後3時36分
- 3 委員氏名
  - (1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、楢木勇、八尋洋一、井上ユキヱ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

出席者なし

- (2) 欠席者(または出席を要しない農地利用最適化推進委員)山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、 髙田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲
- 4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 5号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動(届出)について

報告第 6号 農地法施行規則の規定による農地の転用届出について

報告第 7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第 8号 非農地証明願いについて

議案第 5号 農地法第3条の規定による農地の権利移動(設定)について

議案第 6号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案) に関する意見照会について ○議長:皆さん、こんにちは。筑紫野市内も非常に多くのコロナウイルスの陽性者が出ておる状況ですが、皆様方につきましては、そういう中に御出席いただきまして、ありがとうございます。今日は推進委員さんはそういう状況でございましたので、御出席をお断りする形でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めていきたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、3番委員の長谷委員さん、それから 7番委員の楢木委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。資料はお手元にあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

では早速、1ページをお開けください。

農地法第3条の3、第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第5号、議案書のとおり農地の権利移動届出が5件あります。事務局より説明お願いします。

○事務局:読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。届出者、福岡市□□、□□。届出地、□□。地積は田で52平米、合計52平米。届出の事由は相続、あっせんの希望はありません。

番号2番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地は、□□外12筆。地積は、田7,793平米、畑354平米、合計で8,147平米。届出の事由は相続、あっせんの希望はありません。

番号3番。届出者、筑紫野市□□、□□外1名。届出地は、□□外12筆。地積は、田1万1,800平米、畑で3,074平米、合計1万4,874平米。届出の事由は相続、あっせんの希望はありません。

番号4番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外16筆。地積は、田9,833平米、畑2,507平米、合計で1万2,340平米。届出の事由は相続、あっせんの希望はありません。

最後に番号5番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地は□□外5筆。地積は、田5,925平米、畑で466平米、合計で6,391平米。届出の事由は相続、あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長:ありがとうございました。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

では、2ページをお開けください。

農地法第4条第1項8号の規定に基づく、同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第6号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明お願いします。

○事務局:読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地は□□。地積は、田8.5平米、合計8.5平米。 届出の事由ですが、適用条項として、第29条第1号。事由としては、農道の拡幅工事という理由 になっております。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

3ページをお開きください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第7号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局:読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。譲受人、東京都港区□□、□□株式会社、代表取締役□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積は、田387平米、合計387平米。届出内容については、転用目的、宅地分譲2区画。契約内容は売買。構造規模、盛土、整地。工事期間は令和4年1月20日から令和4年2月28日まで。開発許可の要否は不要になっております。受付月日、令和4年1月7日。

番号2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、ここで、修正がございます。途中で申し訳 ございません、ちょっと今気づきまして。

皆さんにお配りしている、3ページの差替え資料をちょっとお渡ししているとこなんですが、 2番の内容が若干変わっております。報告第7号の修正です。番号で言いますと2番の届出地が 1筆追加になりまして、外1筆ということになります。その関係で地籍も436平米ということに なっておりますので、修正の分で確認をいただきたいと思います。

失礼します。改めて読み上げます。

番号2番。届出者、筑紫野市□□、□□。相手方は、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外1 筆。地積は田436平米、合計436平米。転用目的は住宅兼理容店。契約内容は売買。構造規模、鉄 筋コンクリート造。工事期間は令和5年1月1日から令和5年3月31日まで。開発許可の要否は 不要になっております。受付月日は、令和4年1月17日。

番号3番。届出者、福岡市□□、株式会社□□、代表取締役□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地は、□□。地積は、田549平米、合計で549平米。転用目的は、宅地分譲。契約内容は売買。構造規模は、盛土、整地。工事期間、令和4年4月1日から令和4年6月1日まで。開発許可の要否は不要。受付月日、令和4年1月17日です。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、本件に関する報告をこれにて終わります。

4ページをお開けください。

非農地証明願に関する件を報告いたします。

報告第8号、議案書のとおり農地の非農地証明願の届出が1件あります。事務局より説明をお 願いします。

○事務局:読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番。申請人は、筑紫野市□□、□□。申請地は、□□外1筆。地積は畑で127平米。申請内容でございますが、記載のとおり、当該地は平成12年より耕地放棄地となっているため、現況は雑木林となっております。将来的に農地として利用することが困難な状況でございました。これについては事務局のほうで確認させていただいたんですが、通常、非農地であれば議案案件ということでございますが、今回は、備考にも書いておりますとおり市街化区域内の農地ということで、事務局のほうで対応をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長:本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

議案第5号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

2件ありますので、1件ずついきます。

1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員:説明させていただきます。

番号1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□

外2筆。地積、田3,420平米、合計3,420平米。失礼しました、譲受人は2,952平米を持っておられます。異動内容については、相手方理由、契約については売買。この分については、□□さんのほうは高齢になって、田に植え切らず農地を使えないという形で、□□さんが購入されて、□□さんのほうも、田として使わずに野菜とか、黒豆大豆等を作りたいと。そして□□さんは、住所見て分かるように近所に住んでおられますので、そのまま使用していただけると確信しております。近所の方にお話しして、そこら辺は確認を取って、水利組合等の確認も取れておりますので、間違いなく移譲していっていただけると思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。○議長:ありがとうございました。それでは、事務局に追加説明がありましたらお願いします。○事務局:内容につきましては、□□委員さんから御説明いただいたとおりでございます。地図等は、6ページと7ページに字図を付けさせていただいておりますが、位置的には、6ページ、図面の中央付近に四角で囲んでいる箇所が今回の申請地になります。場所は、西側に□□公民館というような位置関係ですかね、そういったところに位置する農地でございます。

3条の要件でございますが、譲受人の農地の利用状況というのは、借入れ地ということで 2,952平米ございます。そして今回3,420平米を取得することで下限面積5反以上の要件を満たす ということでございます。

また、現在の借入れ地についても、利用状況は良好というところで、取得された後もしっかり 効率的に耕作をされるというふうに考えております。

また、営農状況も、農作業歴であったり、機械、従事日数等からも、今後も常時従事するというふうに考えております。

地域との調和についても野菜を作付けされるということで周囲には支障はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長:はい、ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

#### (賛成者举手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移ります。

2番につきまして、地区担当委員であります□□番□□委員さん、よろしくお願いいたします。○委員:番号2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外6筆。地図が裏の裏にございます。8ページ。場所的には、ちょうど□□の中ほど、お寺の近くにございます。上に□□池という池がありまして、その麓のほうで農業をされている□□さんです。異動の内容は贈与という形になっております。地籍、田4,228平米、畑878平米、合計5,106平米となっております。□□さんは、現在47歳です。□□の□□建設というところに30年ほどお勤めになっていらっしゃいます。□□さんはそのお母さんで、77歳になられます。この方は、年齢的にも農業は無理、農作業ができないということでございます。今、病院に入院中だそうです。

この場所を見に行きました。草が結構生えていまして、農機具は、トラクター、田植機、耕運機と草刈り機は持っていますけど、いつもイノシシが出てきて、荒らして、お米は作れません、お野菜も作れませんというところです。とてもイノシシが多いところで、何もできないというところで、草切りもたまにはしますけどということで、私が現場を見に行ったら、まだ完全に草は切っていらっしゃらなかったです。農作業は、10年ほど前は田植えしていましたけど、やっぱりイノシシの害でできないということです。

周辺との関係は、人には迷惑をかけてない、ただ草を生やして切るだけというところです。

それから地域との役割分担は、家の裏のほうに□□という池がございます。そこの草切りなどは全部協力をしておりますということでした。これから先は、草切りをして農地は守らないといけないと。そこのところは分かっていらっしゃいました。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

それでは、2番について、事務局より追加説明がありましたらお願いします。

- ○事務局:説明はございません。
- ○議長: それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

#### (賛成者举手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、10ページをお開けください。

議案第6号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。 2件ありますので、それぞれいきます。まず1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん説明方よろしくお願いいたします。

○委員:番号1。譲受人、久留米市□□、□□組合代表理事□□。譲渡人、福岡市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田1,421平米、合計1,421平米。申請内容、転用目的、流通業務施設。契約内容、売買。構造規模、鉄骨造平屋建。工事期間、令和3年5月17日から令和5年10月16日。審議事項、農地の区分、第1種。資金の内訳、自己100%。建蔽率、19.18%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域。

次の11ページと12ページに地図がございます。昨年の4月に申請をして、5月に許可をいただいている案件でございます。11ページの、福岡県立□□学校に隣接するところに追加区域と書いてございます。これが□□さんが所有していた1,421平米の場所でございます。ちょっといびつに、ここだけが空いてたような状態で、前回これで申請許可をもらっていたんですが、今回はこの分をもう売買したいということで、次のページ、□□計画ということで出されていますが、変更前は、□□氏のこの1,421平米が空いた状態でございましたが、変更後は、ここが売買なされて円滑な配備、特に倉庫の関係が、前は□□学校のほうに近かったんですけど、今回道路側に二つ倉庫ができて、駐車場的なものがかなりよくなっておるのがよく分かると思います。

12ページの右のほうにありますとおり、新旧比較表がございます。変更前は3万8,248平米が、変更後は3万9,669平米ということで、1,421平米、これが□□さんが今度売られることになっている分です。

いずれにいたしましても、この□□さんという人が、□□の耕作放棄地をあと7か所ぐらいあるんですけど、そのうちの一つを今度、売買されたということに相なっております。□□の地区としても、ここだけがぽつんと空いていたところだったものですから、ここがなくなったことによって、ある程度、水利の問題から、道路事情的なものも改善をされたというふうに、前向きにこちらとしては考えている現状にございます。申請を受けていますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長:ありがとうございます。

それでは、1番について事務局より追加説明がありましたら、お願いします。

○事務局:説明については、□□委員から御説明いただいたとおりでございます。こちらとしては、水利関係の承諾ということで、条件がありましたので、読み上げさせていただきます。条件付きということで、問題が生じた際には誠意を持って協議することということで条件が付されて

いる状況です。

以上です。

○議長:ありがとうございました。

本件に対する質疑、意見のある方はよろしくお願いします。

(なし)

○議長:よろしいですか。

ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

### (賛成者挙手)

○議長:ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決する ことといたします。

それでは、2番に移ります。

2番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん説明方よろしくお願いいたします。

○委員:番号2。譲受人、筑紫野市□□、株式会社□□、代表取締役□□さん。それから、譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地、□□。地積、田944平米、合計944平米。申請内容、転用目的、サーキット場。契約内容、賃貸借。構造規模、現況のまま利用。審議事項、農地2種。自己資金100%。開発許可、これは県の開発許可だと思います、用排水条件付。都市計画区域は市街化調整区域。

この場所は、□□の□□の上側にありますゴーカート場でございます。その一部の持ち主の最終の所有移転が、令和3年11月15日、これで□□さんが持っておられたんですけども、ちょうどサーキット場の中にありまして、ゴーカートの駐車場だと思いますが、そこを譲り受けるということでございます。

それ以外の使い道は、ゴーカートの中なのでないと思いますので、よろしくお願いいたします。 ○議長:ありがとうございます。

それでは、事務局より追加説明がありましたらお願いします。

○事務局:内容につきましては、□□委員から説明いただいたとおりでございます。資料については、13ページそれから14ページ、それと今日、別紙で色つきでお配りをさせていただきました3枚の資料がございます。

申請箇所については、先ほどありましたとおり、□□の横で、集団性のない第2種農地という ことになっています。 今回の申請地でございますが、昭和51年に開設されたこのサーキット場内に、一部農地があるという内容です。サーキットの開設当時に、農地法の許可が必要であることを知らずに構造物を設置されたと。そしてそのまま平成19年に今の譲受人の方に引き継がれたという状況で、今回その経営を引き継いだ譲受人の方が、法令的に違反である状況を認識されたということで、違反を解消するために提出されたという状況です。

ちょっと配付資料のほうがいいかと思います、見ていただきますと、サーキット場全体の敷地面積というのは、記載のとおり、赤く線で書いております1万7,647平米ございます。その下に青く網かけしているこの部分のみが農地です。944平米ということでございます。敷地全体の計画としては、こちらは都市計画法の開発許可が必要な案件ということでございますので、農地法の許可については、この開発許可の同時許可という状況になります。

見ていただくと分かるかと思いますが、開発許可の敷地内は、サーキット場のコースがほとんどです。ただ、農地部分も含めまして一部是正が必要な構造物があるということで、この構造物、こちらに関しては、また県の建築指導課の是正計画といった、都市計画の開発であったり、こういった県の建築指導課さんとの協議が必要な案件ということでございます。

造成計画としては、ほぼ現況のままということでございますが、若干、周囲と比べて高いところになるというところで、法面の補強が若干入るという計画になっております。その辺が若干盛土工事が行われるということでございました。

また最後に、水利承諾の要件でございますが、福岡県より出た開発許可並びに規定に違反する ことがないようにということで、水利委員さんからの承諾の条件が付されているという状況でご ざいます。

説明は以上です。

○議長:ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

#### (賛成者举手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、農政議案に移ります。

次のページをお開けください。

農政議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といた します。

農政担当者の説明をよろしくお願いいたします。

○農政担当:読み上げて説明とさせていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長□□。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所有権移転をする者、□□。住所、筑紫野市□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積339平米。農振区分は農用地。利用目的は水田でございます。所有権移転の時期、対価の支払時期、引渡しの時期はいずれも令和4年2月25日となっております。

以降につきましては記載のとおりですので、お読み取りいただければと思います。

1枚めくっていただいて、合計でございます。件数としては、売買の1件で、筆数は11筆、面積は1万3,677平米の所有権移転に関する件でございます。

本件につきましては、12月に買入れ協議の要請があって御審議いただいた内容になります。流れといたしましては通常のものと一緒でございまして、機構が一度保有をしまして、今後、最終的には担い手にあっせんを行うものとなっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○議長:ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

○議長:ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

その先をお願いいたします。

農政議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしくお願いします。

○農政担当:読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-02-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積549平米。利用権の種類は使用貸借。利用権の内容は水田

でございます。期間につきましては、令和4年2月11日から令和7年6月10日の約3年間となっております。新規の案件でございます。

以降は、記載のとおりでございますので、お読み取りください。

合計でございます。

件数は新規が2件、筆数は4筆の6,014平米の利用権設定に関する件でございます。御審議よろしくお願いします。

○議長: それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長:ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

## (賛成者挙手)

○議長:ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

では、その先をお開けください。

農政議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に 関する件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者の説明をよろしくお願いします。

○農政担当:読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-02-101。貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長□□。貸付者住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。借受人氏名、農事組合法人□□。借受人住所、□□。 所在地、□□。地目、田。面積1,779平米。農振区分は農用地でございます。利用権の種類は賃貸借。利用権の内容は水田でございます。期間につきましては、令和4年3月1日から令和6年10月31日までの約3年間となっております。賃借料は、1反当たり1万2,000円となっているところでございます。

合計でございます。件数は、新規が1件の、筆数は2筆、面積は4,168平米の配分に関する件でございます。こちらは議案第5号とリンクしておりまして、番号でいうと002の□□氏から機構に貸付けを行って、最終的な権利者である農事組合法人□□のほうに配分を行い、集積を図っていくものとなっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いします。

○議長:ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

## (なし)

○議長:ございませんようですので、お諮りいたします。

本件について、御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

## (賛成者挙手)

○議長:ありがとうございます。意見なしと認めます。

それでは、一応全部終わりましたが、あと事務局のほうはいいですかね。先に終わっていいで すか。

- ○事務局:はい、1回締めてもらって。
- ○議長: それでは、ただいま定例会の議事は全て終わりました。

以上をもちまして、令和4年第2回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。